

令和 8 年度からの保険税率が変わりました

国民健康保険税 閏保険年金課 国保担当 Tel 23-1111

▶保険税の軽減の対象となる所得基準が右記のとおり変更になりました。また、国民健康保険税の税率が下記のとおり変更となり、子ども・子育て支援納付金分が追加されました。

■軽減基準の変更

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合 | 軽減割合 |
|---|------|
| ① 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の世帯 | 7割 |
| ② 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」+「31万円×世帯の被保険者数」以下の世帯 | 5割 |
| ③ 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」+「57万円×世帯の被保険者数」以下の世帯 | 2割 |

※給与所得者等：一定の給与所得者や公的年金などの支給を受ける人

■国民健康保険税率等の変更

| 算定区分 | 医療分 | | 後期高齢者支援金等分 | | 介護納付金分（40歳～64歳） | | 子ども・子育て支援納付金分 | |
|-------|----------|----------|------------|---------|-----------------|---------|---------------|-------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 18歳以上 | 18歳未満 |
| 所得割 | 6.3% | 7.4% | 2.9% | 3.5% | 2.1% | 2.4% | 新規 0.3% | |
| 均等割 | 30,000円 | 37,000円 | 14,000円 | 17,600円 | 13,000円 | 16,400円 | 2,400円 | - |
| 課税限度額 | 660,000円 | 670,000円 | 260,000円 | | 170,000円 | | 30,000円 | |

後期高齢者医療保険 閏保険年金課 後期担当 Tel 23-7318

▶後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加などを反映し、2年ごとに見直しされます。また、子ども・子育て支援納付金分が追加されました。

令和8・9年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は右記のとおりです。

■保険料率の変更

| 区分 | 医療分 |
|------|---------|
| | 令和6・7年度 |
| 均等割額 | 47,500円 |
| 所得割率 | 9.66% |

| 医療分 | 子ども・子育て支援金分 |
|-----------------------|-------------|
| 令和8・9年度 | 令和8年度 |
| 49,500円 (+ 2,000円) | 1,400円 |
| 9.32% (△ 0.34%) | 0.28% |

▶保険料の軽減の対象となる所得基準が右記のとおり変更になりました。

■軽減基準の変更

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合 | 軽減割合 |
|---|------|
| ① 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」以下の世帯 | 7割 |
| ② 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」+「31万円×世帯の被保険者数」以下の世帯 | 5割 |
| ③ 43万円+「10万円×（給与所得者等の数-1）」+「57万円×世帯の被保険者数」以下の世帯 | 2割 |

※給与所得者等：一定の給与所得者や公的年金などの支給を受ける人

■課税限度額の変更

| | 令和6・7年度 | 令和8・9年度 |
|-------------|---------|---------|
| 医療給付費分 | 80万円 | 85万円 |
| 子ども・子育て支援金分 | - | 2万1千円 |

令和 8 年度新婚世帯新生活支援補助金

▶市では、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに婚姻した（または婚姻予定の）新婚世帯で、市内に定住予定の皆さんへ新生活費用の一部を助成します。

助成費用：

- ①住宅の購入費（土地建物込みの場合も建物部分のみ）
- ②住宅のリフォーム費用
- ③家賃（住宅手当が支給されている場合は、それを除いた額）
- ④敷金・礼金・共益費・仲介手数料
- ⑤引越費用（業者利用の場合のみ）

対象者条件および補助金額：

- ①夫婦ともに39歳以下
- ②夫婦の所得が合計500万円未満
- ③夫婦ともに29歳以下…上限60万円
夫婦ともに39歳以下…上限30万円

④ライフデザイン支援講座の受講等をする夫婦（婚姻日時点の年齢で判断します）

補助対象期間：

～令和9年3月31日迄まで

※予算の範囲内での交付となりますので、募集期限前であっても、予算額に達し次第受付を終了させていただきます。予めご了承ください。

※補助金を受けるには事前申請が必要です。

その他条件がございます。

詳しくは市ホームページからご確認ください▶

閏子ども未来課 Tel 23-7331



軽自動車税の減免申請をお忘れなく！

閩税務課 市民税担当 TEL 23-5584

▶心身に障がいのある人や、その家族が所有する軽自動車などに係る令和8年度分軽自動車税の減免申請の受付を行います。

なお、障がいに基づいて普通自動車に係る自動車税の減免を受けている人や、福祉タクシー利用料金の助成を受けている人は、軽自動車税の減免を受けることができません。

受付期間：

5月1日(金)～6月1日(月) (期間後は不可)

対象となる軽自動車：

① 心身に障がいがあり、令和8年4月1日時点で障害者手帳などの交付を受けている本人またはその家族が所有する車両 (本年度から、身体障害者で年齢18歳以上の人と生計を一にする者が所有する軽自動車なども対象となります)

※障がいの区分や車両の所有状況などにより、減免対象外となる場合があります。減免を受けることができる車両は、手帳の交付を受けている人1人につき1台のみです。

② 身体障がい者の利用に専ら供する構造を有する車両 (車いす移動車など)

③ 県の認可を受けた社会福祉法人などが所有し、公益のために直接専用する車両

必要書類：①～③ 共通

・減免申請書 (窓口にご用意しています。昨年度減免を受けた人には4月1日以降に案内を送付します)

※構造減免、公益減免はオンラインでも申請できます。市ホームページより申請可能です。

・申請車両の令和8年度軽自動車税納税通知書 (届いている場合)

・電子車検証 (A5サイズでICタグ内臓のもの) の場合、車検有効期限が分かる書類 (自動車検査証記録事項など) の写し

① ② に該当する場合

・運転免許証

・車検証または標識交付証明書の写し

・障害者手帳など (①)

・車両の構造が分かる写真 (②)

③ に該当する場合

・車検証の写し

・県の指定通知書などの写し

申請場所：

税務課・市民窓口課

※障害者手帳などをお持ちの人と、車両名義人や運転者が異なる場合には、生計同一関係申立書が必要です。

通勤・通学費用の一部を補助します



▶若い世代の転出抑制と本市への移住促進を図るため、JR常磐線を利用する人に対し、経費の一部を補助する制度です。

通学定期券補助

市内在住で石岡駅、高浜駅、羽鳥駅または神立駅のいずれかから通学定期券を利用して通学する18歳～30歳までの大学生など (高校生、予備校生は除く)

特急券補助

市内在住で石岡駅、土浦駅から東京方面へ在来線チケットレスサービスを利用して通勤・通学する18歳～45歳までの人

申込方法：

申請書および必要書類を窓口へ提出 (郵送可)

申請期限：

12月18日(金)

※通学定期券補助と特急券補助の併用可。

※申請方法や詳しい要件については人口創出課、支所市民窓口課、石岡駅で配布するパンフレットまたは市ホームページから▶

閩人口創出課 TEL 23-7278

